

資 料	1
-----	---

令和七年第三回区議会定例会提出予定議案（件名）

△ 予 算▽ 二 件	○ 令和七年度中央区一般会計補正予算
△ 条 例▽ 七 件	○ 令和七年度中央区介護保険事業会計補正予算
○	中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例
○	中央区事務手数料条例の一部を改正する条例
○	災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
○	中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
○	中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
○	中央区借上住宅条例の一部を改正する条例
○	中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
△ 決 算▽ 一 件	
○	令和六年度中央区各会計歳入歳出決算の認定について
△ 契 約▽ 四 件	
○	中央区立佃区民館等複合施設大規模改修工事（建築工事）請負契約
○	中央区立佃区民館等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約
○	中央区立佃区民館等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約

○ 学校給食用備品の買入れについて

△報告▽ 六件

○ 損害賠償の額の決定に関する専決処分 of 報告について

○ 損害賠償の額の決定に関する専決処分 of 報告について

○ 地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づく書類の提出について（中央区都市整備公社、中央区勤労者サービス公社及び日本橋プラザ株式会社）

○ 健全化判断比率の報告について

○ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について

○ 中央区債権管理条例第十三条第二項の規定に基づく報告について

追加が予定される議案

△契約▽ 三件

○ 中央区立日本橋中学校改築及び中央区立千代田公園整備工事（建築工事）請負契約

○ 中央区立日本橋中学校改築及び中央区立千代田公園整備工事（機械設備工事）請負契約

○ 中央区立日本橋中学校改築及び中央区立千代田公園整備工事（電気設備工事）請負契約

令和7年度 中央区一般会計9月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 特 別 区 税	40,378,471 ^{千円}		40,378,471 ^{千円}
2 地 方 譲 与 税	398,000		398,000
3 利 子 割 交 付 金	396,000		396,000
4 配 当 割 交 付 金	879,000		879,000
5 株式等譲渡所得割交付金	854,000		854,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	11,040,000		11,040,000
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1		1
8 環 境 性 能 割 交 付 金	157,000		157,000
9 地 方 特 例 交 付 金	104,000		104,000
10 特 別 区 交 付 金	24,000,000		24,000,000
11 交通安全対策特別交付金	26,000		26,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	491,013		491,013
13 使 用 料 及 び 手 数 料	10,808,894		10,808,894
14 国 庫 支 出 金	34,304,881	△ 3,986	34,300,895
15 都 支 出 金	13,909,098	413,596	14,322,694
16 財 産 収 入	1,342,107		1,342,107
17 寄 附 金	174,559		174,559
18 繰 入 金	15,461,457	96,055	15,557,512
19 繰 越 金	1,041,708	107,944	1,149,652
20 諸 収 入	6,675,995	4,221	6,680,216
21 特 別 区 債	699,000		699,000
合 計	163,141,184	617,830	163,759,014

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費	684,912 ^{千円}		684,912 ^{千円}
2 企 画 費	8,176,457		8,176,457
3 総 務 費	7,747,570	444,993	8,192,563
4 区 民 費	14,945,301		14,945,301
5 福 祉 保 健 費	51,207,739	79,317	51,287,056
6 環 境 土 木 費	11,813,094		11,813,094
7 都 市 整 備 費	34,519,831	66,073	34,585,904
8 教 育 費	21,466,546	25,000	21,491,546
9 公 債 費	1,826,070		1,826,070
10 諸 支 出 金	10,603,664	2,447	10,606,111
11 予 備 費	150,000		150,000
合 計	163,141,184	617,830	163,759,014

△ 予 算

▽ 二 件

令和七年第三回区議会定例会提出予定議案（説明）

債 務 負 担 行 為

《 追 加 》

事 項	期 間	限 度 額
築地場外市場地区における駐車場及び荷下ろし場の移転整備	令和8年度	千円 80,099
泰明小学校におけるスクールバスの運行	令和8年度	79,100

令和7年度 中央区介護保険事業会計9月補正予算計上額総括表

歳 入			
款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	2,405,471 ^{千円}		2,405,471 ^{千円}
2 使用料及び手数料	16		16
3 国庫支出金	1,810,849	668	1,811,517
4 支払基金交付金	2,566,874		2,566,874
5 都支出金	1,369,676	474	1,370,150
6 財産収入	1,622		1,622
7 繰入金	1,918,893	2,447	1,921,340
8 繰越金	3,554	259,658	263,212
9 諸収入	1,242		1,242
合 計	10,078,197	263,247	10,341,444

歳 出			
款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	421,032 ^{千円}		421,032 ^{千円}
2 保険給付費	9,315,734		9,315,734
3 地域支援事業費	246,681		246,681
4 財政安定化基金拠出金	1		1
5 基金積立金	1,622	83,651	85,273
6 公債費	1		1
7 諸支出金	58,126	179,596	237,722
8 予備費	35,000		35,000
合 計	10,078,197	263,247	10,341,444

△ 条 例 ▽ 七 件

○ 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例

一 配偶者同行休業の取得者に係る代替職員を採用できることとし、次のとおり当該代替職員の採用方法等について定めるものである。
(令和八年四月一日施行)

(一) 当該代替職員の採用方法を任期付採用又は臨時的任用のいずれかとする。

(二) 臨時的任用職員に係る例外として、取得できる特別休暇をリフレッシュ休暇以外の特別休暇とするほか、年次有給休暇の日数を区規則で定める。

二 改正する条例

(一) 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例

(二) 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

○ 中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の施行により、引用する条項に条ずれが生じることに伴い、規定を整備するものである。

（法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行）

○ 災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第六条の二第一項の規定に基づき総務大

臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和七年総務省告示第二百六十九号）の施行に伴い、次のとおり介護補償の額を改定するものである。

（公布の日から施行。ただし、令和七年八月一日適用とする。）

区 分	常 時 介 護		随 時 介 護	
	改定額（月額）	現行額（月額）	改定額（月額）	現行額（月額）
他人介護（上限）	一八六、〇五〇円	一七七、九五〇円	九二、九八〇円	八八、九八〇円
家族介護（最低保障）	現行どおり	八五、四九〇円	現行どおり	四二、七〇〇円

○ 中央区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

第一 総則

一 趣旨

この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第一項の規定に基づき、中央区（以下「区」という。）における乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

二 最低基準の目的等

最低基準の目的及びその向上並びに乳児等通園支援事業者の一般原則について必要な事項を定めるものとする。

三 非常災害対策等

非常災害対策、安全計画の策定等及び自動車を運行する場合の所在の確認について必要な事項を定めるものとする。

四 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件等

乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件、知識及び技能の向上等について必要な事項を定めるものとする。

五 利用乳幼児を平等に取り扱う原則等

利用乳幼児を平等に取り扱う原則及び虐待等の防止について必要な事項を定めるものとする。

六 衛生管理等

(一) 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならないものとする。

(二) 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならないものとする。

(三) 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないものとする。

七 食事

乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないものとする。

八 運営規程等

運営規程及び乳児等通園支援事業所に備える帳簿について必要な事項を定めるものとする。

九 秘密保持等

秘密保持等及び苦情への対応について必要な事項を定めるものとする。

第二 乳児等通園支援事業

十 乳児等通園支援事業の実施方法

乳児等通園支援事業の実施方法は、一般型乳児等通園支援事業（乳児等通園支援事業であつて乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和七年内閣府令第一号）第二十条第三項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。以下同じ。）とするものとする。

十一 設備の基準

一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとするものとする。

ア 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

イ 乳児室の面積は、乳児又はアの幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

ウ ほふく室の面積は、乳児又はアの幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

エ 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

オ 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

カ 保育室又は遊戯室の面積は、オの幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
 キ 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
 ク 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は次の（ア）、（イ）及び（カ）の要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は次の（ア）から（ク）までに掲げる要件に該当するものであること。

（ア） 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

（イ） 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分		施設又は設備
	常用	避難用	
二階	一 屋内階段 二 屋外階段	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段	
三階	常用	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する	

		四階以上の階	
		避難用	常用
		二 屋外階段 構造の屋内階段	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
		一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 三 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	一 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段

(ウ) (イ)に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各

部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

(エ) 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するも

のを除く。以下（エ）において同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分

と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定す

る耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防

火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道

が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパ

ーが設けられていること。

① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の

外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(オ) 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料

でしていること。

(カ) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止す

る設備が設けられていること。

(キ) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられてい

ること。

(ク) 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防

炎処理が施されていること。

十二 職員

(一) 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下十二において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならないものとする。

(二) 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち六割（乳児等通園支援従事者の数が二人の場合は、一人）以上は保育士とするものとする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一つにつき二人を下回することはできないものとする。

(三) (一)に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならぬものとする。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができるものとする。

ア 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

イ 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の数が三人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援

事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができる。

十三 乳児等通園支援の内容

一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないものとする。

十四 保護者との連絡

一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならないものとする。

第三 雑則

十五 電磁的記録

乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下十五において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるものとする。

第四 施行期日

この条例は、令和八年四月一日から施行するものとする。

○ 中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都計画日本橋兜町・茅場町一丁目地区地区計画の区域内において、新たに日本橋茅場町一丁目のA―二街区（別紙に示す街区）の地区整備計画が追加されたことに伴い、別紙のとおり建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるほか、規定を整備するものである。

（公布の日から施行）

○ 中央区借上住宅条例の一部を改正する条例

借上住宅銀座ウォールビルの新設に伴い、次のとおりその名称及び位置を定めるとともに、借上住宅の交換に係る取扱い等について定めるほか、規定を整備するものである。

（令和七年十一月一日施行）

名 称		位 置	
中央区借上住宅銀座ウォールビル		東京都中央区銀座六丁目十三番十六号	

○ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（令和七年東京都条例第百六号）が施行されたことに伴い、次のとおり改定するほか、規定を整備するものである。

一 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額に係る扶養加算額に準じ、次のとおり区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額に係る扶養加算額を改定するものである。

（公布の日から施行。ただし、令和七年四月一日適用とする。）

（一） 配偶者に係る扶養加算額

区 分	令和八年度以後	施行日から令和八年三月三十一日まで	令和七年四月一日から施行日の前日まで
配偶者	廃止	一〇〇円	二〇〇円
特定経験年数学校医等の扶養親族である配偶者	廃止	廃止	一〇〇円

備考

一 配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

二 特定経験年数学校医等とは、経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医をいう。

（二） 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に係る扶養加算額

令和八年度以後	令和七年度	令和六年度以前
四三四円	三八四円	三〇〇円

二 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の介護補償の額に準じ、次のとおり区立小学校及

び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の介護補償の額を改定するものである。

（公布の日から施行。ただし、令和七年四月一日適用とする。）

区 分	常 時 介 護		随 時 介 護	
	改定額（月額）	現行額（月額）	改定額（月額）	現行額（月額）
他人介護（上限）	現行どおり	一七七、九五〇円	現行どおり	八八、九八〇円
家族介護（最低保障）	八五、四九〇円	八一、二九〇円	四二、七〇〇円	四〇、六〇〇円

△ 決 算 △ 一 件

○ 令和六年度中央区各会計歳入歳出決算の認定について

令和六年度本区各会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第三項の規定に基づき、議会の認定に付すものである。

△ 契 約 △ 四 件

○ 中央区立佃区民館等複合施設大規模改修工事（建築工事）請負契約

・ 契約金額 二億五千六百三十万円

・ 契約の相手方 東京都中央区日本橋室町四丁目三番十二号

萬世建設株式会社

代表取締役社長 上田 浩太郎

○ 中央区立佃区民館等複合施設大規模改修工事（機械設備工事）請負契約

・ 契約金額 三億八百万円

・ 契約の相手方 東京都中央区東日本橋一丁目一番七号

株式会社サンプラント

代表取締役 熊谷 雅和

○ 中央区立佃区民館等複合施設大規模改修工事（電気設備工事）請負契約

・ 契約金額 二億四千四百二十万円

・ 契約の相手方 東京都中央区日本橋本町一丁目四番十二号

浅海電気株式会社 東京本店

常務取締役本店長 蓮見 志信

○ 学校給食用備品の買入れについて

・ 購入金額 七千五百五十万円

・ 契約の相手方 東京都渋谷区代官山町六番六号

北沢産業株式会社

代表取締役 北川 正樹

△ 報告 六件

○ 損害賠償の額の決定に関する専決処分報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、次のとおり損害賠償額の決定を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により議会に報告するものである。

一 事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和七年八月二十一日

三 損害賠償額

七千四百三十円

四 損害賠償の相手方

東京都中央区晴海

女性（事件当時の年齢 七十八歳）

五 事件の概要

令和七年三月三十一日午後一時三十分頃、東京都中央区築地七丁目八番一号先において、作業中の区職員が立ち上がり歩き出したところで損害賠償の相手方と接触し、転倒させた際に当該相手方を負傷させたものである。

○ 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」に基づき、次のとおり損害賠償額の決定を専決処分したので、地方自治法第百八十条第二項の規定により議会に報告する

ものである。

一 事件名

国家賠償法第一条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和七年七月二十五日

三 損害賠償額

八万四千四十九円

四 損害賠償の相手方

東京都八王子市八幡町

女性（事件当時の年齢 三十一歳）

五 事件の概要

会計年度任用職員に係る傷病手当金に関する申請の手続について、預かった書類を一時的に紛失し提出が遅延したことにより、一部の傷病手当金の受給資格を喪失させたものである。

○ 地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づく書類の提出について（中央区都市整備公社、

中央区勤労者サービス公社及び日本橋プラザ株式会社）

地方自治法の規定に基づき、区が出資している法人の経営状況を説明する書類を議会に提出するものである。

○ 健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年度の決算に係る健全化判断比率を議会に報告するものである。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	一・六パーセント	—

○ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和六年度に係る教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を提出するものである。

○ 中央区債権管理条例第十三条第二項の規定に基づく報告について

中央区債権管理条例（平成三十一年三月中央区条例第四号）の規定に基づき、令和六年度に放棄した債権を議会に報告するものである。

債権名	人数	金額
女性福祉資金貸付金	五人	四、八二一、八五〇円
住宅使用料及び共益費	四人	四三六、七四五円